

# 建設作業騒音・振動の規制のあらまし

愛知県では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者（元請け業者）は、市町村長に当該建設作業の実施を、作業開始の日の7日前までに届け出ることとされています。

なお、市町村長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合には、建設工事の施工業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告・命令ができます。

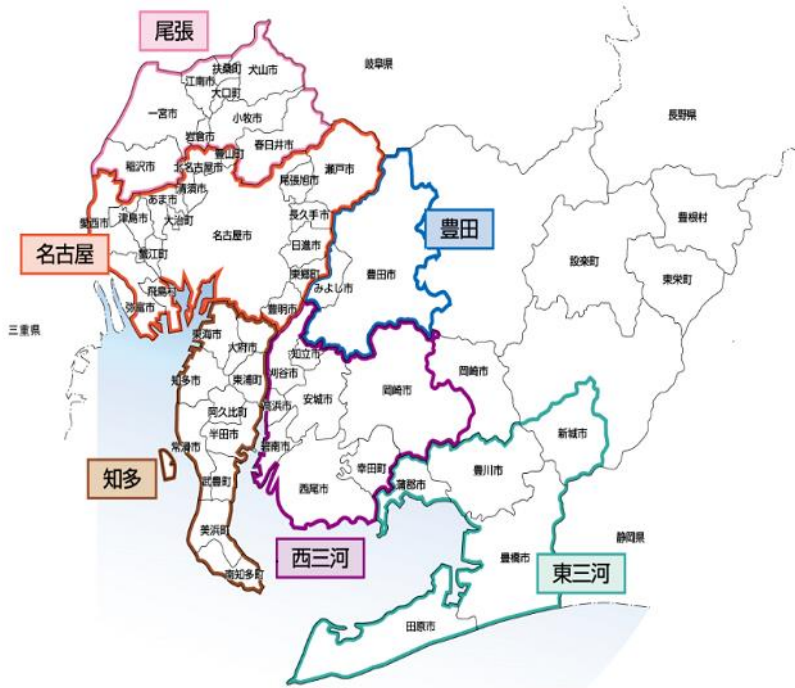
## 1 規制対象地域

### (1) 騒音規制法・振動規制法

都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域が規制対象となります。

なお、規制地域の指定及び規制基準の設定は各市の事務となっています(町村部分は愛知県)。

(図) 市町村別の規制対象地域 (※)



### ○規制対象地域となる用途地域等

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域
- ・ 田園住居地域
- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域
- ・ 都市計画区域で用途地域の定めのない地域 (市街化調整区域)

※ 規制対象地域内においては工業専用地域を除く

### (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内53市町村のすべての地域が規制対象地域とされています(名古屋市内は市条例が適用されます)。

したがって、騒音規制法及び振動規制法で規制対象地域から除かれている地域は、この条例の規制対象となります。

## 2 規制対象建設作業（○は全て対象、×は対象外）

区 分	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
	種類の 番号	原動機の定格出力等規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等規制対象条件	騒音		振動	
					種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件	種類の 番号	原動機の定格出力等 規制対象条件
くい打機を使用する作業	①	・もんけんを除く <sup>注1)</sup> ・アースオーガーと併用する作業を除く	①	もんけん及び圧入式くい打機を除く <sup>注1) 注2)</sup>	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	圧入式くい打くい抜機を除く <sup>注1)</sup>	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 <sup>注3)</sup>	②	○	—	×	②	○	—	×
さく岩機を使用する作業 <sup>注4) 注5)</sup>	③	○	—	× <sup>注8)</sup>	③	○	—	× <sup>注8)</sup>
空気圧縮機を使用する作業	④	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く	—	×	④	騒音規制法の条件と同じ	—	×
コンクリートプラントを設けて行う作業	⑤	・混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
アスファルトプラントを設けて行う作業	⑤	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
バックホウを使用する作業 <sup>注6)</sup>	(A)	⑥ 原動機の定格出力が80kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
トラクターショベルを使用する作業 <sup>注6)</sup>	(B)	⑦ 原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
ブルドーザーを使用する作業 <sup>注6)</sup>	(C)	⑧ 原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
パワーショベル、スクレイパを使用する作業	(D)	—	×	×	⑨	○	—	×
上記(A)(B)(C)(D)以外で、これらに類する機械を用いる作業	—	×	—	×	⑨	最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る <sup>注9)</sup>	—	×
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体または破壊する作業	—	×	—	×	⑥	○	—	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	×	②	○	—	×	②	○
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—	×	—	×	⑦	○	—	×
コンクリートカッターを使用する作業 <sup>注4)</sup>	—	×	—	×	⑧	○	—	×
ロードローラー、振動ローラー又は圧機を用いる作業	—	×	—	×	⑩	○	—	×
舗装版破碎機を使用する作業 <sup>注4) 注7)</sup>	—	×	③	○	—	×	③	○
ブレーカーを使用する作業 <sup>注4)</sup>	(さく岩機を使用する作業を参照)		④	手持式のものを除く	(さく岩機を使用する作業を参照)		④	振動規制法の条件と同じ

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等がある。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

注5) さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

注6) 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

注7) 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。

注8) ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業は規制対象である。

注9) 「最高出力74.6kW以上」とは「最高出力100馬力以上」と同等である。

※ 当該規制対象建設作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

### 3 規制基準

規制の種類別	地域の区分	基 準	
基準値	① ② ③	騒音 85dB	振動 75dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	① ② ③	連続6日を超えないこと	
作業日	① ② ③	日曜日その他の休日でないこと	

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上\*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

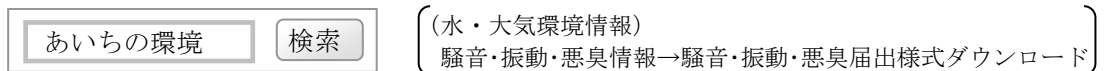
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

### 4 建設工事に関する注意事項

(1) 特定建設作業実施届出は、建設工事を施工しようとする者が特定建設作業を開始する7日前\*までに、建設工事現場の所在する市町村長に提出してください。

※起算日は工事開始の前日(例：工事開始日が7月9日の場合、7月1日までに届け出る)。

(2) 当該特定建設作業が法及び条例の届出対象となる場合は、法による届出を行ってください。届出用紙は、市町村の環境担当課室等又は愛知県環境局のホームページから入手できます。



(3) 建設工事の実施にあたっては建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・低振動の機械や工法を採用してください。

(4) 建設工事現場の周辺住民に対し、工事前に工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対策、被害対策などの説明を行い、理解を得るよう努めてください。

(5) 建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠意をもって速やかに対応してください。

(6) 騒音・振動以外に粉じんなどが飛散するおそれがある場合は、その飛散を防止するため、散水や覆いなどを随時行ってください。

**届出の例**

作業の場所：〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

用途地域：工業地域

作業の種類：ブルドーザー（40KW以上）を使用する作業（法対象）

くい打機を使用する作業（法対象）

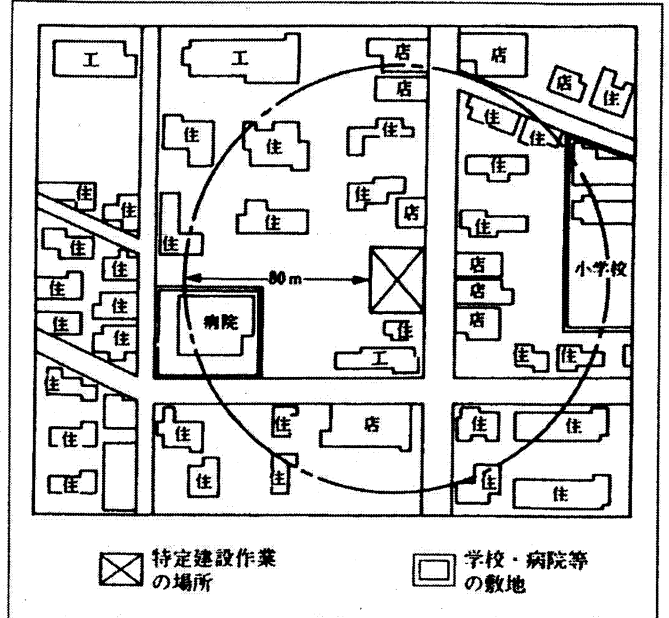
コンクリートミキサー車によるコンクリート搬入作業（条例対象）

ブルドーザーを使用する作業とくい打機を使用する作業については、法律に基づく届出、コンクリートミキサー車によるコンクリート搬入作業については条例に基づく届出を提出する。

作業場所付近の見取図、作業工程表は別々に同じものを添付すること。

騒音の防止の方法には、防音カバー、消音器のとりつけ及び遮音壁の設置など具体的に記述すること。

(2) 作業場所付近見取図の例



注意……見取図は作業場所付近の周辺80mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。

(1) 特定建設作業実施届出書  
～騒音規制法に係る届出書～

様式第9

## 特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類			
特定建設作業の種類			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様			
特定建設作業の場所			
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日 実施時間
	自 時 分	至 時 分	時間
騒音の防止の方法			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
※ 受 理 年 月 日			
※ 審 査 結 果			

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実施時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
5 ※印の欄には、記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) 作業工程表の例

この他に建設工事全体の工程表が必要です。  
建設工事と特定建設作業の工程表を原則として一つにまとめたものを提出すること(別々も可)。

〇〇〇〇建設工事

### 特定建設作業工程表

作業期間  
11月20日～12月9日

特定建設作業	月 日																			
	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
ブルドーザーを使用する作業	■	■	■	休	■														■	■
くい打機を使用する作業									■	■	休	■								
コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業					■							■					■			

備考 1 作業時間はAM9:00～PM5:00までの8時間/日です。  
2 くい打機を使用する作業の実働時間はAM10:00～PM3:00までの5時間/日です。

※具体的な届出のお問い合わせは  
工事を行う市町村の環境部局へ  
(5 市町村連絡先一覧参照)

## 5 市町村連絡先一覧 (令和5年4月1日現在)

	市町村名	課名等	連絡先		市町村名	課名等	連絡先
あ	愛西市	環境課	0567-55-7114		田原市	環境政策課	0531-23-3541
	阿久比町	建設環境課	0569-48-1111		知多市	環境政策課	0562-36-2660
	あま市	環境衛生課	052-444-3132		知立市	環境課	0566-95-0154
	安城市	環境都市推進課	0566-71-2206		津島市	生活環境課	0567-55-9368
	一宮市	環境保全課	0586-45-7185		東栄町	住民課	0536-76-0503
	稲沢市	環境保全課	0587-36-3710		東海市	生活環境課	052-603-2211
	犬山市	環境課	0568-44-0345		東郷町	環境課	0561-56-0729
	岩倉市	環境保全課	0587-38-5808		常滑市	生活環境課	0569-47-6115
	大口町	環境対策室	0587-95-1613		飛島村	保健環境課	0567-52-1001
	大治町	産業環境課	052-444-2711		豊明市	環境課	0562-92-1113
	大府市	環境課	0562-45-6223		豊川市	環境課	0533-89-2141
	岡崎市	環境保全課	0564-23-6194		豊田市	環境保全課	0565-34-6628
	尾張旭市	環境課	0561-76-8136		豊根村	生活課	0536-85-1315
か	春日井市	環境保全課	0568-85-6217		豊橋市	環境保全課	0532-51-2388
	蟹江町	環境課	0567-95-1111		豊山町	住民課	0568-28-0916
	蒲郡市	環境清掃課	0533-57-4100	な	長久手市	環境課	0561-56-0612
	刈谷市	環境推進課	0566-62-1017		名古屋市	大気環境対策課	052-972-2674
	北名古屋市	環境課	0568-22-1111		西尾市	環境保全課	0563-34-8111
	清須市	生活環境課	052-400-2911		日進市	環境課	0561-73-2843
	幸田町	環境課	0564-63-5146	は	半田市	環境課	0569-21-4001
	江南市	環境課	0587-54-1111		東浦町	環境課	0562-83-3111
	小牧市	環境対策課	0568-76-1136		扶桑町	環境課	0587-93-1111
	さ	設楽町	生活課	0536-62-0522		碧南市	環境課
新城市		環境政策課	0536-23-7690	ま	南知多町	環境課	0569-65-0711
瀬戸市	環境課	0561-88-2670	美浜町		環境課	0569-82-1111	
た	高浜市	経済環境グループ	0566-52-1111		みよし市	生活環境課	0561-32-8018
	武豊町	環境課	0569-72-1111	や	弥富市	環境課	0567-65-1111

※お問い合わせ相談等は、管内の市町村へご連絡ください

発行

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課

生活環境地盤対策室 生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6214 (ダイヤル)